

証券コード 6085

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株主各位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号  
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 庵下伸一郎

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「IR」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」の順に選択して、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(<https://corporate.asj-net.com/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号  
日本生命丸の内ガーデンタワー3階 AP東京丸の内  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第17期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い  
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### ◎株主総会資料の一部省略事項

以下の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://corporate.asj-net.com/>)に掲載しておりますので、送付した書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、送付しました書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項になります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や感染症の収束などで個人消費の持ち直し及びインバウンド需要の回復が見られ、サービス消費を中心に経済活動正常化の流れが活発化しました。一方、不透明な海外情勢や円安長期化による物価上昇に伴う個人消費停滞懸念、金融資本市場の変動等、国内外の経済活動は先行き不透明な状況が続いております。

当社の対象市場である住宅業界におきましては、物価高及び建材資材の高騰に伴う販売価格の上昇や住宅設備機器等の値上げによる消費者マインドの低下もあり新設住宅着工戸数は、依然として減少傾向で推移、持家の着工についても、前年同期比11.5%の減少となり、前年割れの状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度におきましては、積極的な経費削減の一環として、建築家展等のイベント開催で使用しておりました常設展示場ASJ TOKYO CELLを、2024年3月末日に閉鎖いたしました。これにより、閉鎖に伴う特別損失を33,983千円計上することになりましたが、年間で約35,492千円の地代賃料の削減となり、来期以降の事業収益へ貢献することとなります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、既存スタジオの収益改善をメイン業務としたスタジオサポート部と新規立ち上げを業務とした加盟店開発部へ組織の再構築を行い展開してまいりました。加盟店は新しいFCメニューとして波形鋼板による低コスト・短工期で建築可能な無柱大空間建築を実現するコルゲートアーキテクチャー・システムを加えたことにより新規契約は増加したものの、退会スタジオもあり加盟総数は横ばいという結果となりました。FCスタジオ主催住宅イベントはスタジオの退会による影響から開催数が減少したために、会員数の大幅な増加とはなりませんでしたが、イベントテーマを「新築住宅」ではなく「リフォーム&リノベーション」に的を絞った全国一斉大建築家展を長期で開催し、好評を博しましたので、来期以降も継続していく方針といたしました。また、加盟スタジオにおける建築設計・監理業務委託契約及び工事請負契約につきましては建設資材等の高騰・急騰の状況が続いており、従来よりも見積調整に時間を要することとなり、契約数は前期比で減少する結果となりました。

首都圏の富裕層を中心に営業展開を図っているプロデュースビジネスにおいては、住宅以

外に別荘やリゾート案件、収益物件などの受注を促進しておりますが、今期は顧客紹介・業務委託数、工事請負契約数など前期との比較では大幅に増加いたしました。ただ、収益案件につきましては引き続き建設資材の高騰・急騰等により見積調整に時間が要する案件が多く、工事契約の時期のずれ込みが増えております。また、営業拠点については大型常設展示場から地元密着型の小型展示場に移し、イベント・セミナー、住宅情報誌などを積極的に展開いたしました。また、WEB媒体によるイベント広告は前期と比較すると苦戦しており、会員獲得数並びにプランニングコースへの件数が大幅に伸び悩みました。

PROTO BANKビジネスにおいては、全国の工務店に建築家住宅という競争優位性のある商材提供サービスの提案に努めており、新しいコルゲートアーキテクチャー・システムとの相乗効果もあり、加盟件数は若干増加する結果となりました。

さらに、ASJ建築家ネットワークの登録建築家による投資計画、リゾート計画等への亜臨界水処理技術(\*)を利用したごみ処理施設等の導入に伴う顧客紹介業務といった案件につきましては、翌期へと持ち越しとなりました。

また、2021年12月に設立した店舗の仲介斡旋、店舗設計を行うTEMPO NETWORK株式会社は、2024年3月12日にお知らせいたしました「中期経営計画」の事業構想から外れたことから、2024年3月末をもってApamanNetwork株式会社へ譲渡いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は592,868千円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

事業損益においては、経費削減に努めたことにより販売費及び一般管理費は726,207千円（前連結会計年度比11.1%減）となり営業損失は216,506千円（前連結会計年度営業損失349,019千円）となりました。また、第三者割当増資に係る費用等が発生したため営業外費用が19,827千円となり、経常損失は236,217千円（前連結会計年度経常損失352,782千円）となりました。子会社売却に伴うのれん39,724千円、当社事業に必要な建築工法に関するライセンス契約に伴う長期前払費用30,000千円、ソフトウェアの開発に伴うソフトウェア仮勘定22,800千円、子会社のソフトウェア570千円及び展示場の改装等21,744千円について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、当社グループの固定資産簿価の全額の114,839千円を減損処理いたしました。また展示場の一部解約に伴う原状回復費用12,238千円を計上いたしました。以上により特別損失は127,078千円を計上することとなりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は361,355千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純損失427,767千円）となりました。

売上高、営業収支、経常収支、親会社株主に帰属する当期収支はいずれも前期比において

改善しておりますが、当期を含めた直近3期の業績の低迷は、株式上場以来の低水準で推移してきており、もはや販管費削減といった小手先の対策では対応出来るものではなく、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントによる事業展開が限界であり、組織改編、事業改編を伴う「収益構造の改革」と「財務基盤の強化」が当社にとって必要であることを示す結果となりました。

(\*) 亜臨界水処理技術とは、高温・高圧領域で高速加水分解反応により有機廃棄物を効率的に分解することで、肥料等に資源利用する技術のこと。

## (2) 資金調達の状況

当社は、2024年3月28日に第三者割当により、550,000株の新株式及び第4回新株予約権8,000個を発行し、265,512千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、46,424千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、ASJ TOKYO CELLの改装に伴う設備投資、社内業務効率化のためのシステム開発並びにASJ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務効率化のためのソフトウェアの開発を目的とした情報システム構築等であります。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第14期<br>2021年3月期 | 第15期<br>2022年3月期 | 第16期<br>2023年3月期 | 第17期<br>2024年3月期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | —                | 737,219          | 553,857          | 592,868                       |
| 経 常 損 失 (△) (千円)        | —                | △318,614         | △352,782         | △236,217                      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | —                | △348,701         | △427,767         | △361,355                      |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)       | —                | △166.50          | △174.50          | △147.05                       |
| 総 資 産 (千円)              | —                | 1,242,079        | 720,036          | 544,186                       |
| 純 資 産 (千円)              | —                | 586,864          | 159,097          | 63,254                        |
| 1株当たり純資産額 (円)           | —                | 239.40           | 64.90            | 20.57                         |

(注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 第15期より連結計算書類を作成しておりますので、第14期の各数値は記載しておりません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分              | 第14期<br>2021年3月期 | 第15期<br>2022年3月期 | 第16期<br>2023年3月期 | 第17期<br>2024年3月期<br>(当事業年度) |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)          | 675,232          | 732,535          | 538,390          | 574,939                     |
| 経常損失(△)(千円)      | △248,762         | △314,723         | △324,506         | △210,798                    |
| 当期純損失(△)(千円)     | △272,956         | △344,750         | △399,247         | △393,826                    |
| 1株当たり当期純損失(△)(円) | △164.44          | △164.61          | △162.86          | △160.26                     |
| 総資産(千円)          | 584,382          | 1,213,252        | 662,657          | 544,251                     |
| 純資産(千円)          | 186,517          | 590,816          | 191,568          | 63,254                      |
| 1株当たり純資産額(円)     | 107.25           | 241.01           | 78.15            | 20.57                       |

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (5) 対処すべき課題

次期におきましては、住宅業界を取り巻く環境は政府による各種補助金制度の継続などの後押しはあるものの、中長期的な新築住宅着工棟数の減少傾向に加え、住宅ローン金利の先高観、土地価格や建築コストの上昇等により住宅取得マインドの低下など依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況において、当社グループが単一セグメントとして展開してきたA S J建築家ネットワーク事業は当期までの直近3期の業績において株式上市以来の低水準で推移しており、これは販管費削減といった小手先の対策では対応出来るものではなく、組織改編、事業改編を伴う「収益構造の改革」と「財務基盤の強化」が当社にとっての重点課題であり、急務であります。そのために2024年3月12日に中期経営計画を策定し、建築家ネットワーク事業の単一セグメントから脱却して「住まい」から「暮らし」まで事業領域を拡大した収益構造への転換を目指すことと致しました。

基本的な経営方針を「生活の質はデザイン次第」から「生活そのものを Design する「暮らし提案企業」へ」と設定し、これまでの「住まい」を提供する事業展開から衣+食+住+遊+健康＝「暮らし」それも心まで豊かにするような「暮らし方」を提案・提供できる企業へと転換を図ることで、より多くの方の、より多くのニーズに応えられる「住」ビジネスを基点とした事業多様化による企業グループ化を図り、企業価値向上を目指すことと致しました。加えてA S J建築家ネットワーク事業の対象市場を海外に求める、海外展開を図り、事業の国際化による新たな収益の確保も目指してまいります。

当社は中期経営計画の成長戦略を「事業多様化によるセカンドステージへ」として、将来的には新たなセグメントに基づく企業グループを構築し、企業価値の向上を図ります。次期に対応可能な企業への転換を目指す、当社の企業としてのセカンドステージへのステップア

ップを図るべく、4つのステージアップを目指すことといたしました。

① 企業体のステージアップとして

「組織改編＝事業展開に応じた組織へ＋企業グループ化」により企業力の向上を図ります。

② 企業規模のステージアップとして

「資本増強＋資金調達」により、課題である収益基盤・財務基盤の強化を図ります。

③ 対象市場のステージアップとして

「住空間から生活全般へ、そして海外展開を」事業再構築・営業基盤の拡充を図ります。

④ 事業展開のステージアップとして

「日本から世界へ」&「世界から日本へ」対象市場を海外まで拡充させます。

中期経営計画で目指すのは『暮らし』提案企業：トータル・ライフサポートが可能な企業グループへ』であり、それが当社の目指すセカンドステージであります。

当社は事業領域拡大に伴い、新たなセグメントとして下記3つのセグメントへ変更し、それぞれの事業がお互いを補完し合える事業基盤の構築を図ります。

1) 「住まい」関連事業

既存のASJ建築家ネットワーク事業を「住まい」関連事業に昇華させ、建築家ネットワーク事業の質的向上と量的拡大を目指すこととします。

1-1 ネットワーク事業：スタジオ加盟数の増加を重要課題として取り組んでいきます。

1-2 プロデュース事業：新規サテライト開設とプロデュース案件数の増加を目指します。

1-3 リノベーション事業：市場拡大が予想される市場へ本格的参入を目指します。

1-4 ビジネスサポート事業：スタジオとの関係強化と増収増益の為に機能させます。

1-5 クリエイティブ事業：CASABELLA プロジェクト/PROTOBANK プロジェクト

1-6 海外事業：プロジェクト受注と空間プロデュース分野で日本の建築家を輸出します。

2) 「暮らし」関連事業

「住まい」から派生する「暮らし」に関連する事業を事業多様化戦略の下に展開するのが「暮らし」関連事業です。取扱ジャンルは「衣＋食＋住＋遊＋健康」をテーマにしています。これは今後の当社の成長因子となる重点事業として展開していきます。

2-1 当社を介して住宅建設した顧客及び ASJ アカデミー会員を対象としたサービス

① 家具・インテリア関連商品の販売

② 絵画・オブジェ・アートの販売

③ グルメコンシェルジュプロジェクト

④ 「生活そのものを Design する」をテーマとした催事＋販売イベント

今後、事業展開を検討していく事業候補として

⑤ ヘルスケア関連事業：「健康とアンチエイジング」をコンセプトとした事業です。

2-2 マーチャンダイジング事業

コンセプトを「ASJ だから提供できる上質な製品とサービスの提供」として商品・サービスの提供を行います。EC 販売（仮称「コンシェルジュデスク」サイト開設予定）及び当社催事での販売を中心に展開します。将来的に一般顧客まで対象として参ります。



### 3) 投資関連事業

既存 ASJ 建築家ネットワーク事業等「住まい関連事業」及び「暮らし関連事業」のサポートの一環として、中期経営計画のスピードアップに貢献する投融資を積極的に展開していきます。

3-1 ASJ パートナー企業への投融資

3-2 ASJ 建築家ネットワーク事業の顧客への各種ローン

3-3 住まい関連事業リフォーム顧客への各種ローン

3-4 事業投資（事業多様化戦略に貢献するような事業・企業への投融資）

※従来は環境事業としていた「ALIN プロジェクト」は当社が研究開発からその実用化に向けてアライアンス面を中心に参画しており、来期は投資関連事業として計上することとし、実用化段階時点では総合監修的な立場で関与していく予定としました。

以上のように中期経営計画における施策を着実に実行し「住まい」関連事業に加えて「衣+食+住+遊+健康」＝「暮らし」関連事業として展開することにより、事業の質的向上と量的拡大を目指します。「暮らし」関連事業を中期経営計画における成長因子となる重点事業として位置づけ「住まい」から「暮らし」まで事業領域を拡大した収益構造への転換を目指すと共に販売費及び一般管理費のすべての費用項目について一層の削減に努め、新たな資本政策の導入も含め、当社の財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいります。

当社グループの使命は、2025年3月期を大きな転換点として、これまで達成できなかった対処すべき課題であった収益構造・財務体質の改善を確実に達成し、まずは単年度での黒字化を果たし、ステークホルダーの皆様の付託に応えられる、新たなASJとして、企業価値を高めることにあります。そのためには不退転の決意をもって、改革を断行して参ります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社1社（CONSTRUCTION NETWORK株式会社）で構成されており、全国の建築家を登録・ネットワーク化すると共に、建築会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建築会社及びパートナー建設会社を結びつけ、両者の協力の下で独自のプラットフォームを構築し、顧客の望む住宅・商業施設等の建築を行うシステムの運営事業をASJ建築家ネットワーク事業として展開しております。2024年3月12日には中期経営計画を策定・開示して、従来のASJ建築家ネットワーク事業という「住まい」関連事業に加え、事業多様化戦略の下で「住まいでの暮らし方」を提案、提供する「暮らし」関連事業とこれら2つの事業のサポートの一環としての投資関連事業を展開することと致しました。

主な事業の内容は次のとおりであります。

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 主な事業・サービス                                                                     |
| 加盟建設会社、パートナー建築会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅関連イベント企画及び販促物の販売、建材等建築資材の販売、暮らし関連商品の販売、その他 |

(7) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

|                             |       |                                                     |
|-----------------------------|-------|-----------------------------------------------------|
| 当 社                         | 本 店   | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号                                   |
|                             | 支 店   | 大阪支店（大阪市北区）                                         |
|                             | 展 示 場 | 梅田展示場（大阪市北区）<br>横浜サテライト（横浜市都筑区）<br>湘南サテライト（神奈川県鎌倉市） |
| CONSTRUCTION<br>NETWORK株式会社 | 本 店   | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号                                   |

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

|      |             |
|------|-------------|
| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 39名  | 8名減         |

（注）上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

② 当社の従業員数

|      |        |       |        |
|------|--------|-------|--------|
| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
| 39名  | 8名減    | 51.4歳 | 12.3年  |

（注）上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|------------------------------|----------|----------|-----------------------|
| CONSTRUCTION NETWORK<br>株式会社 | 10,000千円 | 100%     | 建設会社・不動産店に対する情報提供サービス |

(注) TEMPO NETWORK株式会社の全株式をApaman Network株式会社に譲渡したことに伴い、同社は当社の重要な子会社から除外しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

| 借入先        | 借入残高      |
|------------|-----------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 247,617千円 |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月17日付で、原告である合同会社トレースより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。原告は、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定、以下「ATI社」といいます。）に入会した顧客が代表社員を務める法人であります。原告は、ATI社と関係のある施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。当該訴訟は、原告が当該契約解除に至った原因が当社にもあるとして、当社にその損害賠償責任を求めるものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

## 2. 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,005,399株
- (3) 株主数 658名
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| Apaman Network株式会社       | 712,249株 | 23.7%   |
| 丸山 雄平                    | 373,600株 | 12.4%   |
| 木下 昭彦                    | 277,100株 | 9.2%    |
| 株式会社T.MAKE               | 250,000株 | 8.3%    |
| 中谷 宅雄                    | 148,300株 | 4.9%    |
| SCSV1号投資事業有限責任組合         | 108,400株 | 3.6%    |
| ASAHI EITO ホールディングス株式会社  | 100,000株 | 3.3%    |
| 中日実業株式会社                 | 100,000株 | 3.3%    |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 100,000株 | 3.3%    |
| 株式会社ケイアイホールディングス         | 94,900株  | 3.2%    |

(注)持株比率は、自己株式(3,975株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

2024年3月12日開催の取締役決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 割当日                | 2024年3月28日                                                                                                                                                                           |
| (2) 新株予約権の総数           | 8,000個                                                                                                                                                                               |
| (3) 発行価額               | 総額1,512,000円（新株予約権1個につき189円）                                                                                                                                                         |
| (4) 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式 800,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                        |
| (5) 調達資金の額             | 385,512,000円<br>（内訳）新株予約権の発行による調達額：1,512,000円<br>新株予約権行使による調達額：384,000,000円<br>差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。 |
| (6) 行使価額               | 480円                                                                                                                                                                                 |
| (7) 行使期間               | 2024年3月29日から 2025年9月20日まで                                                                                                                                                            |
| (8) 募集又は割当方法（割当予定先）    | 第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。<br>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して3,000個<br>ASAHI EITOホールディングス株式会社に対して1,000個<br>株式会社T.MAKEに対して4,000個                                                           |
| (9) その他                | ① 行使価額及び対象株式数の固定<br>本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。                                                                                                       |

(9) その他

② 本新株予約権の行使指示

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本契約により、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において当社普通株式の連続する5取引日の終値の平均値が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該5取引日の平均出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

③ 新株予約権の取得

1. 当社は、本新株予約権の割当日から12か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
2. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権1個につき払込金額と同額で本新株予約権を取得することができるものとします。

|                |                                                                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(9) その他</p> | <p>④ 譲渡制限<br/>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他<br/>前号各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 地位      | 氏名       | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|---------|----------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 庵下 伸一郎   | －                                                      |
| 取締役会長   | 丸山 雄平    | アリンインターナショナル株式会社 取締役<br>CONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役 |
| 取締役     | チン ユウ ヤオ | 株式会社Deus International 代表取締役<br>株式会社アクリート 社外取締役        |
| 取締役     | 寺崎 靖     | 株式会社Fanta 取締役                                          |
| 常勤監査役   | 和泉 利治    | －                                                      |
| 監査役     | 山下 和広    | 税理士法人フィールズ 代表社員<br>監査法人フィールズ 代表社員                      |
| 監査役     | 志村 誠一郎   | きらぼしキャピタル株式会社 顧問<br>株式会社nobilis 代表取締役                  |

- (注) 1. チン ユウ ヤオ氏及び寺崎靖氏は、社外取締役であります。
2. 和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 重要な兼職の異動の状況について
- (1) 取締役会長丸山雄平氏は、2024年3月31日付でTEMPO NETWORK株式会社 代表取締役を退任いたしました。
- (2) 取締役寺崎靖氏は、2024年4月30日付で株式会社Fanta 取締役を退任いたしました。
5. 常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 2023年9月26日開催の臨時株主総会において、庵下伸一郎氏、丸山雄平氏、チン ユウ ヤオ氏及び寺崎靖氏は取締役を選任され、就任いたしました。
9. 山口裕司氏、石塚亮平氏、山並憲司氏、新城正明氏及び黒木博之氏は、2023年9月26日開催の臨時株主総会までの間、会社法第346条第1項の規定に基づく権利義務取締役でありました。各氏の同日時点における担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。



| 地 位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 山 口 裕 司 | 管理本部長兼管理部長                                                                                                                                                                                                                         |
| 取 締 役 | 石 塚 亮 平 | 麻布総合会計事務所 代表<br>麻布総合コンサルティング株式会社 代表取締役                                                                                                                                                                                             |
| 取 締 役 | 山 並 憲 司 | 株式会社Smart Opinion 代表取締役<br>プロディジメディカル株式会社 代表取締役<br>Caparoom Inc. Chief Executive Officer<br>Blue Paradigm Inc. Chief Executive Officer<br>株式会社ブレイド 監査役<br>ファウンダーズネクスト株式会社 取締役<br>beepnow systems株式会社 社外取締役<br>アリンインターナショナル株式会社 取締役 |
| 取 締 役 | 新 城 正 明 | wepark株式会社 代表取締役<br>Apaman Energy株式会社 代表取締役<br>株式会社アメニティーハウス 代表取締役<br>株式会社アパマンショップサブリース 代表取締役<br>株式会社ジェイケイホーム 代表取締役<br>株式会社エリアプランニング 代表取締役<br>東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役                                                             |
| 取 締 役 | 黒 木 博 之 | 株式会社ケイアイホールディングス 代表取締役<br>株式会社ケイアイリンク 取締役<br>株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク 取締役<br>Seltech株式会社 取締役<br>株式会社全管協サービス 取締役                                                                                                                          |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

石塚亮平氏、山並憲司氏、新城正明氏及び黒木博之氏は、2023年9月26日開催の臨時株主総会までの間、社外取締役でありました。その為、退任までの期間4名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結してあります。

### (3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、2015年10月8日以降の取締役及び監査役、並びに子会社の取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償いたします。但し故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されないとすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）      |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 43,600<br>( 5,200)  | 43,600<br>( 5,200)  | —<br>(—) | 9名<br>( 6名)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>( 14,400) | 14,400<br>( 14,400) | —        | 3名<br>( 3名)    |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上表には、当事業年度中に退任した取締役5名を含んでおります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

また、金銭報酬枠とは別枠で2017年6月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

当社監査役の報酬の額は、2011年6月27日開催の第4期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2021年2月12日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

#### (イ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき原則として2事業年度ごとに役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の報酬割合については、金銭報酬の額のウエイトが非金銭報酬等の額より高まる構成としております。

なお、非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

#### (ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の基本報酬の内容の決定については、2021年6月25日及び2022年6月28日開催の取締役会において、社外取締役の出席のもと、代表取締役社長に一任する決議を行っております。当事業年度のうち、2023年4月から同年9月までの期間は当時の代表取締役社長丸山雄平氏が、同年10月から2024年3月までの期間は代表取締役社長庵下伸一郎氏が、当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び業務執行等を俯瞰しつつ各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適切かつ適任であると判断したものであります。

なお、非金銭報酬等の内容の決定については、取締役会において社外取締役を除く取締役の個人別の非金銭報酬等の額を決定いたします。

#### ⑤ 監査役の個人別の報酬の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の個人別の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額額の固定報酬とし、監査役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区 分       | 氏 名       | 重要な兼職先である法人等と当社との関係                                                                                                                                                      |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | チン ユウ ヤオ  | 株式会社Deus International及び株式会社アクリートと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                   |
| 社 外 取 締 役 | 寺 崎 靖     | 株式会社Fantaと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                                           |
| 社 外 取 締 役 | 石 塚 亮 平   | 麻布総合会計事務所及び麻布総合コンサルティング株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                         |
| 社 外 取 締 役 | 山 並 憲 司   | 株式会社Smart Opinion、プロディジューメディカル株式会社、Caparoom Inc.、Blue Paradigm Inc.、株式会社ブレイド、ファウンダーズネクスト株式会社及びbeepnow systems株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。当社とアリンインターナショナル株式会社は営業上の取引関係があります。 |
| 社 外 取 締 役 | 新 城 正 明   | wepark株式会社、Apaman Energy株式会社、株式会社アメニティーハウス、株式会社アパマンショップサプリース、株式会社ジェイケイホーム、株式会社エリアプランニング及び東京ビッグハウスコミュニティ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。                                         |
| 社 外 取 締 役 | 黒 木 博 之   | 株式会社ケイアイホールディングス、株式会社ケイアイリンク、株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク、Seltech株式会社及び株式会社全管協サービスと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                            |
| 社 外 監 査 役 | 山 下 和 広   | 監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                               |
| 社 外 監 査 役 | 志 村 誠 一 郎 | 株式会社nobilis及びきらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                          |

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名       | 主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                              |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | チン ユウ ヤオ | 2023年9月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうちすべてに出席し、複数のグローバル企業での役員としての豊富な経験と知見をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。      |
| 社外取締役 | 寺 崎 靖    | 2023年9月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうちすべてに出席し、企業投資等を通じた会社経営に対する豊富な経験と幅広い知識をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。    |
| 社外取締役 | 石 塚 亮 平  | 権利義務取締役であった2023年9月26日まで開催された取締役会10回のうちすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っておりました。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしておりました。 |
| 社外取締役 | 山 並 憲 司  | 権利義務取締役であった2023年9月26日まで開催された取締役会10回のうち9回出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っておりました。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしておりました。         |

| 区 分       | 氏 名     | 主な活動状況及び社外役員に<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 新 城 正 明 | 権利義務取締役であった2023年9月26日まで開催された取締役会10回のうちすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っておりしました。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしてしております。 |
| 社 外 取 締 役 | 黒 木 博 之 | 権利義務取締役であった2023年9月26日まで開催された取締役会10回のうち8回出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っておりしました。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしてしております。   |
| 社 外 監 査 役 | 和 泉 利 治 | 当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回のいずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験と幅広い知識等をもとに、適宜発言を行っております。また、常勤社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしてしております。                       |
| 社 外 監 査 役 | 山 下 和 広 | 当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回のいずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識・経験等をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしてしております。                   |

| 区 分       | 氏 名     | 主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                              |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 志 村 誠一郎 | 当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また監査役会13回のすべてに出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。 |

**(6) その他会社役員に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 金 額      |
|----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 21,000千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人桜橋監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。
- ② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門の担当執行役員所管のもと、子会社の業務執行状況等の管理・監督を行い、重要事項については当社取締役会付議を行っております。
- ② 子会社の職務権限等基本規程に基づき、職務権限等を明確にするとともに、子会社特有の事項を除き当社規程を準用しております。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。
- ② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

**(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
- ② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

## **(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### **(1) 取締役の職務執行について**

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を9回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

### **(2) 監査役の職務執行について**

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

### **(3) 当社子会社における業務の適正の確保について**

子会社の業務執行等における重要事項については、その決定前に当社取締役会での審議及び承認を行うとともに、経営成績や営業活動の主な事項については、当社取締役会での報告事項とする等、業務執行状況等についての管理・監督を行っております。

### **(4) コンプライアンス体制について**

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

### **(5) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて**

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資 産 の 部)       |                | (負 債 の 部)            |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>466,362</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>268,472</b> |
| 現金及び預金          | 263,120        | 買掛金                  | 6,624          |
| 売掛金             | 139,328        | 1年内返済予定の長期借入金        | 35,158         |
| 前払費用            | 9,202          | 未払金                  | 152,421        |
| 従業員に対する短期貸付金    | 801            | 未払費用                 | 26,223         |
| 立替金             | 31,101         | 未払法人税等               | 9,718          |
| 未収入金            | 52,641         | 契約負債                 | 12,886         |
| その他             | 100            | 未払消費税等               | 5,121          |
| 貸倒引当金           | △29,934        | 預り金                  | 18,821         |
|                 |                | 賞与引当金                | 1,497          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>77,824</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>212,459</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>77,824</b>  | 長期借入金                | 212,459        |
| 投資有価証券          | 10,000         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>480,931</b> |
| 従業員に対する長期貸付金    | 2,882          | (純資産の部)              |                |
| 長期前払費用          | 13,028         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>61,742</b>  |
| 差入保証金           | 51,913         | 資本金                  | 872,753        |
| 破産更生債権等         | 5,780          | 資本剰余金                | 1,120,604      |
| 貸倒引当金           | △5,780         | 利益剰余金                | △1,931,340     |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>544,186</b> | 自己株式                 | △274           |
|                 |                | 新株予約権                | 1,512          |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>63,254</b>  |
|                 |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>544,186</b> |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金       | 額       |
|-------------------|---------|---------|
| 売 上 高             |         | 592,868 |
| 売 上 原 価           |         | 83,167  |
| 売 上 総 利 益         |         | 509,700 |
| 販売費及び一般管理費        |         | 726,207 |
| 営 業 損 失           |         | 216,506 |
| 営 業 外 収 益         |         |         |
| 受 取 利 息           | 46      |         |
| そ の 他             | 69      | 116     |
| 営 業 外 費 用         |         |         |
| 支 払 利 息           | 4,688   |         |
| 株 式 交 付 費         | 15,138  | 19,827  |
| 経 常 損 失           |         | 236,217 |
| 特 別 利 益           |         |         |
| 受 取 和 解 金         | 4,900   |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 1,127   | 6,027   |
| 特 別 損 失           |         |         |
| 減 損 損 失           | 114,839 |         |
| 原 状 回 復 費 用       | 12,238  | 127,078 |
| 税金等調整前当期純損失       |         | 357,268 |
| 法人税、住民税及び事業税      | 4,086   | 4,086   |
| 当 期 純 損 失         |         | 361,355 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失   |         | 361,355 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |            |      |          | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-----------|------------|------|----------|-------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計   |       |           |
| 当期首残高               | 740,753 | 988,604   | △1,569,985 | △274 | 159,097  | —     | 159,097   |
| 当期変動額               |         |           |            |      |          |       |           |
| 新株の発行               | 132,000 | 132,000   |            |      | 264,000  |       | 264,000   |
| 新株予約権の発行            |         |           |            |      | —        | 1,512 | 1,512     |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純損失 |         |           | △361,355   |      | △361,355 |       | △361,355  |
| 当期変動額合計             | 132,000 | 132,000   | △361,355   | —    | △97,355  | 1,512 | △95,843   |
| 当期末残高               | 872,753 | 1,120,604 | △1,931,340 | △274 | 61,742   | 1,512 | 63,254    |



# 連結注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなりました。

このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいる所存であります。

### (1) 収益構造の改善

#### 建築家ネットワーク事業の収益力の向上

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、外部の住宅関連会社との業務提携や、倉庫建設を行う加盟スタジオの募集等により、スタジオ加盟数の増加並びに退会スタジオの抑制とネットワーク事業の活性化を図ってまいります。また、PROTO BANK事業については、販売力のある住宅販売会社と業務提携などを行うとともに、上記の新規加盟契約のビジネスメニューとしてProto Bank Station契約提案も図ってまいります。建築家展等のイベント開催については、これまでのスタジオ主催に加え、全国一斉リフォーム展、建築家マッチング相談会など登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベントだけではなくセミナーなども併用しアカデミー会員数の増加により、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

プロデュース事業本部においては、首都圏の富裕層中心にコンシェルジュデスクによるきめ細かなサービスを展開しておりますが、新型コロナ以後、郊外での戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着したサテライトを横浜、湘南エリアで開設、その地域で移住、セカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携し、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築実例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

ASJ建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場へ本格的な展開を図ってまいります。

以上に加え、2024年3月に公表いたしました中期経営計画における施策を実行することにより、上記既存事業を「住まい」関連事業に昇華させ、建築家ネットワーク事業の質的向上と量的拡大を目指し、商業分野におけるプロジェクト受注の導入、建築資材の共同購買や当社独自のネットワークによる資材調達及び特許工法の提供や工事案件の紹介等を行うビジネスサポート事業を新たに展開します。さらに「衣+食+住+遊+健康」＝「暮らし」関連事業を中期経営計画における成長因子となる重点事業として、家具・インテリア関連商品の

販売等、当社顧客及び潜在的な顧客であるASJアカデミー会員を対象としたサービスの展開、その他マーチャンディング事業として家具・食器等の商品・サービスの提供をEC販売や当社イベントを通じて行ってまいります。建築家ネットワーク事業の単一セグメントから脱却して「住まい」から「暮らし」まで事業領域を拡大した収益構造への転換を目指します。

## (2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、販売促進費や旅費交通費等の営業関係諸経費の削減を図ります。また、展示場についても撤退・移転等を検討しておりましたが、前期はASJ YOKOHAMA CELLの撤退を完了し、地元密着型の小規模なサテライトセルへ施設を移転、またASJ UMEDA CELLについても縮小工事を行い再オープンするなど展示場については集客を減らさず経費削減を実現できるよう見直しを図ってまいりました。今期もASJ TOKYO CELLを撤退しており、小規模なサテライトの開設を検討するとともに、その他一般管理費全般について管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

## (3) 財務体質の改善

当社グループは、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しておりますが、2024年3月にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社、中日実業株式会社、ASAHI EITOホールディングス株式会社、株式会社T. MAKEを割当先とする第三者割当増資により264,000千円の資金調達を行い、資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。また、2024年3月、第三者割当増資による新株予約権の発行を行い、2024年3月末時点での未行使新株予約権の調達可能額は384,000千円であり、当社としては継続して新株予約権未行使分における行使状況の把握を行ってまいります。今後とも当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 1社

連結子会社の名称…………… CONSTRUCTION NETWORK株式会社

2024年3月31日にTEMPO NETWORK株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しています。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

#### ② 持分法を適用しない関連会社の名称等

アリン・シーズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券 ……その他有価証券（市場価格のない株式等）については、移動平均法による原価法によっております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|   |           |         |
|---|-----------|---------|
| 建 | 物         | 15年～18年 |
| 建 | 物 附 属 設 備 | 5年～18年  |
| 工 | 具、器具及び備品  | 4年～6年   |

無形固定資産 ……定額法によっております。

（リース資産を除く） ……なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|      |           |
|------|-----------|
| 減損損失 | 114,839千円 |
|------|-----------|

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんを含む固定資産について、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業の種類等を基礎に資産のグルーピングを行い、減損の兆候の有無を判定しています。減損の兆候がある資産グループのうち、減損損失の認識が必要となった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

減損の兆候の判定において、経営者によって承認された将来の事業計画を用いており、当該事業計画は、事業の成長性、加盟店の拡大、販売商材を含む提供サービスの充実等に一定の仮定を置いています。また、連結損益計算書に計上した減損損失の詳細については、連結計算書類「連結注記表 5. 連結損益計算書に関する注記」に記載のとおりです。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定は合理的であると判断しておりますが、減損の兆候の判定に用いた事業計画には不確実性があり、翌連結会計年度以降において事業計画と損益実績に乖離が生じることにより上記固定資産について減損の兆候が識別された場合には、減損損失の計上により翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,884千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 場所                                    | 用途    | 種類        | 減損損失    |
|---------------------------------------|-------|-----------|---------|
| 本社（東京都千代田区）                           | 事業用資産 | ソフトウェア仮勘定 | 22,800  |
| 本社（東京都千代田区）                           | 事業用資産 | 建物附属設備    | 21,744  |
| 本社（東京都千代田区）                           | 事業用資産 | 長期前払費用    | 30,000  |
| 本社（東京都千代田区）                           | —     | のれん       | 39,724  |
| CONSTRUCTION NETWORK株式会社<br>（東京都千代田区） | 事業用資産 | ソフトウェア    | 570     |
|                                       |       | 合計        | 114,839 |

資産のグルーピングは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業の種類等を基礎に行っております。また、遊休資産及び処分予定資産につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額75,114千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当社の子会社であったTEMPO NETWORK株式会社は、全株式売却の意思決定により、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額39,724千円を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首の株式数 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|---------|---------------|---------|----|---------------|
| 普通株式（株） | 2,455,399     | 550,000 | —  | 3,005,399     |

#### (変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 550,000株

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首の株式数 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|---------|---------------|----|----|---------------|
| 普通株式（株） | 3,975         | —  | —  | 3,975         |

### (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳                         | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株)  |         |    |              | 当連結会計年度末残高(千円) |
|-----|----------------------------|------------|---------------|---------|----|--------------|----------------|
|     |                            |            | 当連結会計年度期首の株式数 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末の株式数 |                |
| 当社  | 第4回新株予約権<br>(2024年3月28日発行) | 普通株式       | —             | 800,000 | —  | 800,000      | 1,512          |

#### (変動事由の概要)

第4回新株予約権の発行による増加 800,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、投資先の信用リスクにさらされておりますが、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、必要な運転資金の調達を目的としたものであります。

また、営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額     |
|---------------|----------------|---------|---------|
| (1) 差入保証金     | 51,913         | 10,214  | △41,698 |
| 資産計           | 51,913         | 10,214  | △41,698 |
| (2) 長期借入金(※1) | 247,617        | 247,617 | —       |
| 負債計           | 247,617        | 247,617 | —       |

(※1) 長期借入金は1年内返済予定 35,158千円を含みます。

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 10,000     |

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超    |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 長期借入金 | 35,158 | 35,760  | 35,760  | 35,760  | 32,780  | 72,399 |
| 合計    | 35,158 | 35,760  | 35,760  | 35,760  | 32,780  | 72,399 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      | 合計      |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 |         |
| 差入保証金 | －    | 10,214  | －    | 10,214  |
| 資産計   | －    | 10,214  | －    | 10,214  |
| 長期借入金 | －    | 247,617 | －    | 247,617 |
| 負債計   | －    | 247,617 | －    | 247,617 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度<br>自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 |
|------------|----------------------------------------|
| 加盟金売上      | 28,250                                 |
| 定額ロイヤリティ売上 | 92,260                                 |
| 契約ロイヤリティ売上 | 277,478                                |
| マーケティング売上  | 102,402                                |
| 建築家フィー売上   | 39,210                                 |
| その他売上      | 53,266                                 |
| 合 計        | 592,868                                |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① 定額ロイヤリティ売上

主な履行義務は、加盟建設会社及びスタジオが利用する業務システムやPROTO BANKの商材の提供であります。加盟建設会社及びスタジオには契約期間に渡り継続して役務の提供を行うことで履行義務が充足されるため、当該一定の期間に渡り収益を認識しております。

### ② 契約ロイヤリティ売上

主な履行義務は加盟建設会社及びスタジオ、登録建築家に工事物件等の仲介、紹介を行うことであります。加盟建設会社及びスタジオと建築主が工事請負契約を締結した時点や登録建築家等と当社が紹介した顧客との設計契約等が成立した時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

### ③ マーケティング売上

主な履行義務はスタジオが開催する建築家展などの住宅イベントについてマーケティング戦略に即した適切な企画の提案や集客用のチラシ、WEB広告等の手配であります。チラシの出荷やWEB広告の配信時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 20円57銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 147円05銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

(企業結合等関係)

子会社株式の譲渡

当社は、2024年3月30日開催の取締役会において、当社が保有する当社の連結子会社であるTEMPO NETWORK株式会社の全株式をApaman Network株式会社に譲渡することを決議し、2024年3月31日付で株式譲渡契約を締結し、同日付で株式の譲渡を実行いたしました。

(1)株式譲渡の概要

① 株式譲渡先企業の名称

Apaman Network株式会社

② 株式譲渡した事業の内容

フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導

③ 株式譲渡の理由

当社は2021年12月1日、店舗の仲介事業を行う100%子会社TEMPO NETWORK株式会社を設立いたしました。同社はApaman Network株式会社の協力のもと、新たに開発したWEBサイトにより店舗物件斡旋・管理の全国ネットワークを展開してきました。また、それに加え、当社の登録建築家ネットワークを活用した店舗設計（改装・新築）を新たなサービスとして提供してまいりました。

しかしながらFC数の伸び悩みと当社が見込んでいた登録建築家による店舗設計業務の案件引き合いも非常に少なく、受注も見込めない状況となっております。TEMPO社の事業拡大にはWEBサイトのさらなる投資が必要であり、また登録建築家による店舗設計案件の受注見込みを立てることが難しく、事業シナジーが見込めないとの判断から、中期経営計画における事業構想から外すこととなり、この度、当該事業の展開において協業関係にあったApaman Network株式会社に譲渡することの決定に至りました。

④ 株式譲渡日

2024年3月31日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 1,127千円

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産 17,892千円

固定資産 59,667

資産合計 77,559

流動負債 33,276

固定負債 45,410

負債合計 78,686

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と、対価として受け取る現金の差額である関係会社株式売却益1,127千円は、特別利益に計上しております。

(3)譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

ASJ建築家ネットワーク事業

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益

売上高 18,048千円

営業損失 21,802千円

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|----------------|----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)         |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>464,010</b> | <b>流動負債</b>    | <b>268,538</b>    |
| 現金及び預金          | 260,801        | 買掛金            | 6,624             |
| 売掛金             | 139,240        | 1年内返済予定の長期借入金  | 35,158            |
| 前払費用            | 9,202          | 未払金            | 152,366           |
| 従業員に対する短期貸付金    | 801            | 未払費用           | 26,223            |
| 立替金             | 31,101         | 未払法人税等         | 9,648             |
| 未収入金            | 52,696         | 契約負債           | 12,886            |
| その他             | 100            | 預り金            | 18,821            |
| 貸倒引当金           | △29,934        | 賞与引当金          | 1,497             |
|                 |                | 未払消費税等         | 5,311             |
|                 |                | <b>固定負債</b>    | <b>212,459</b>    |
|                 |                | 長期借入金          | 212,459           |
|                 |                | <b>負債合計</b>    | <b>480,997</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>80,240</b>  | (純資産の部)        |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>80,240</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>61,742</b>     |
| 関係会社株式          | 2,416          | 資本金            | 872,753           |
| 投資有価証券          | 10,000         | 資本剰余金          | 1,120,604         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 2,882          | 資本準備金          | 871,554           |
| 長期前払費用          | 13,028         | その他資本剰余金       | 249,049           |
| 差入保証金           | 51,913         | <b>利益剰余金</b>   | <b>△1,931,340</b> |
| 破産更生債権等         | 5,780          | その他利益剰余金       | △1,931,340        |
| 貸倒引当金           | △5,780         | 繰越利益剰余金        | △1,931,340        |
|                 |                | <b>自己株式</b>    | <b>△274</b>       |
|                 |                | <b>新株予約権</b>   | <b>1,512</b>      |
| <b>資産合計</b>     | <b>544,251</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>63,254</b>     |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>544,251</b>    |

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額       |
|--------------|---------|---------|
| 売 上 高        |         | 574,939 |
| 売 上 原 価      |         | 73,145  |
| 売 上 総 利 益    |         | 501,794 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 694,409 |
| 営 業 損 失      |         | 192,614 |
| 営 業 外 収 益    |         |         |
| 受 取 利 息      | 245     |         |
| そ の 他        | 55      | 301     |
| 営 業 外 費 用    |         |         |
| 支 払 利 息      | 3,346   |         |
| 株 式 交 付 費    | 15,138  | 18,485  |
| 経 常 損 失      |         | 210,798 |
| 特 別 利 益      |         |         |
| 受 取 和 解 金    | 4,900   | 4,900   |
| 特 別 損 失      |         |         |
| 減 損 損 失      | 114,269 |         |
| 関係会社株式売却損    | 49,999  |         |
| 関係会社株式評価損    | 7,583   |         |
| 原状回復費用       | 12,238  | 184,091 |
| 税引前当期純損失     |         | 389,989 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,836   | 3,836   |
| 当 期 純 損 失    |         | 393,826 |

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|          | 株 主 資 本 |           |     |                 | 本 金 計     |
|----------|---------|-----------|-----|-----------------|-----------|
|          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |     |                 |           |
|          |         | 資 準 備     | 本 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 剰 余 金   |
| 当期首残高    | 740,753 | 739,554   |     | 249,049         | 988,604   |
| 当期変動額    |         |           |     |                 |           |
| 新株の発行    | 132,000 | 132,000   |     |                 | 132,000   |
| 新株予約権の発行 |         |           |     |                 |           |
| 当期純損失    |         |           |     |                 |           |
| 当期変動額合計  | 132,000 | 132,000   |     | -               | 132,000   |
| 当期末残高    | 872,753 | 871,554   |     | 249,049         | 1,120,604 |

|          | 株 主 資 本         |            |       |          |           | 新株予約権 | 純 資 産 計  |
|----------|-----------------|------------|-------|----------|-----------|-------|----------|
|          | 利 益 剰 余 金       |            |       | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |       |          |
|          | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 剰 余 金    | 益 金 計 |          |           |       |          |
| 当期首残高    | △1,537,514      | △1,537,514 | △274  | 191,568  |           | -     | 191,568  |
| 当期変動額    |                 |            |       |          |           |       |          |
| 新株の発行    |                 |            |       | 264,000  |           | -     | 264,000  |
| 新株予約権の発行 |                 |            |       |          |           | 1,512 | 1,512    |
| 当期純損失    | △393,826        | △393,826   |       | △393,826 |           |       | △393,826 |
| 当期変動額合計  | △393,826        | △393,826   | -     | △129,826 |           | 1,512 | △128,314 |
| 当期末残高    | △1,931,340      | △1,931,340 | △274  | 61,742   |           | 1,512 | 63,254   |

# 個別注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2020年3月期から売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当事業年度においても、売上は回復しておらず、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいります。

### (1) 収益構造の改善

#### 建築家ネットワーク事業の収益力の向上

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、外部の住宅関連会社との業務提携や、倉庫建設を行う加盟スタジオの募集等により、スタジオ加盟数の増加並びに退会スタジオの抑制とネットワーク事業の活性化を図ってまいります。また、PROTO BANK事業については、販売力のある住宅販売会社と業務提携などを行うとともに、上記の新規加盟契約のビジネスメニューとしてProto Bank Station契約提案も図ってまいります。建築家展等のイベント開催については、これまでのスタジオ主催に加え、全国一斉リフォーム展、建築家マッチング相談会など登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベントだけではなくセミナーなども併用しアカデミー会員数の増加により、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

プロデュース事業本部においては、首都圏の富裕層中心にコンシェルジュデスクによるきめ細かなサービスを展開しておりますが、新型コロナ以後、郊外での戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着したサテライトを横浜、湘南エリアで開設、その地域で移住、セカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携し、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築実例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

ASJ建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場へ本格的な展開を図ってまいります。

以上に加え、2024年3月に公表いたしました中期経営計画における施策を実行することにより、上記既存事業を「住まい」関連事業に昇華させ、建築家ネットワーク事業の質的向上と量的拡大を目指し、商業分野におけるプロジェクト受注の導入、建築資材の共同購買や当社独自のネットワークによる資材調達及び特許工法の提供や工事案件の紹介等を行うビジネスサポート事業を新たに展開します。さらに「衣+食+住+遊+健康」

＝「暮らし」関連事業を中期経営計画における成長因子となる重点事業として、家具・インテリア関連商品の販売等、当社顧客及び潜在的な顧客であるASJアカデミー会員を対象としたサービスの展開、その他マーチャンダイジング事業として家具・食器等の商品・サービスの提供をEC販売や当社イベントを通じて行ってまいります。建築家ネットワーク事業の単一セグメントから脱却して「住まい」から「暮らし」まで事業領域を拡大した収益構造への転換を目指します。

### (2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、販売促進費や旅費交通費等の営業関係諸経費の削減を図ります。また、展示場についても撤退・移転等を検討してまいりましたが、前期はASJ YOKOHAMA CELLの撤退を完了し、地元密着型の小規模なサテライトセルへ施設を移転、またASJ UMEDA CELLについても縮小工事を行い再オープンするなど展示場については集客を減らさず経費削減を実現できるよう見直しを図ってまいりました。今期もASJ TOKYO CELLを撤退しており、小規模なサテライトの開設を検討するとともに、その他一般管理費全般について管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

### (3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しておりますが、2024年3月にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社、中日実業株式会社、ASAHI EITOホールディングス株式会社、株式会社T. MAKEを割当先とする第三者割当増資により264,000千円の資金調達を行い、資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。また、2024年3月、第三者割当増資による新株予約権の発行を行い、2024年3月末時点での未行使新株予約権の調達可能額は384,000千円であり、当社としては継続して新株予約権未行使分における行使状況の把握を行ってまいります。今後とも当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後とも上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。



## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券 ……市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～18年

建 物 附 属 設 備 5年～18年

工 具、器 具 及 び 備 品 4年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 114,269千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,884千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 55千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

売上高 600千円

営業外収益 199千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当期首の株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末の株式数 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式（株） | 3,975   | －       | －       | 3,975   |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 繰越欠損金     | 675,794千円         |
| 未払事業税     | 1,779千円           |
| 貸倒引当金     | 10,937千円          |
| 賞与引当金     | 611千円             |
| 減価償却超過額   | 48,325千円          |
| 差入保証金     | 2,740千円           |
| 未払費用      | 603千円             |
| 長期前払費用    | 6,890千円           |
| 関係会社株式評価損 | 2,322千円           |
| 貸倒損失      | 3,145千円           |
| 投資有価証券評価損 | 3,154千円           |
| その他       | 306千円             |
| 繰延税金資産小計  | <u>756,611千円</u>  |
| 評価性引当額    | <u>△756,611千円</u> |
| 繰延税金資産合計  | <u>—千円</u>        |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                          | 所在地         | 資本金<br>又は出資金(千円) | 事業の内容<br>又は職業                         | 議決権等の所有<br>(被所有)割合% | 関連当事者<br>との関係  | 取引内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------|-------------|------------------|---------------------------------------|---------------------|----------------|----------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | CONSTRUCTION<br>NETWORK<br>株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 10,000           | 建設会社・<br>不動産店に<br>対する情報<br>提供サービ<br>ス | (所有)<br>直接 100      | 役員の兼任<br>資金の貸付 | 資金の回収(注) | 20,000       | 関係会社<br>貸付金 | —            |
|     |                                 |             |                  |                                       |                     |                | 利息の受取    | 199          | —           | —            |

(注)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合%        | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容(注)           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------|-----|--------------|---------------|----------------------------|---------------|-------------------|--------------|----|--------------|
| 役員及び<br>主要株主 | 丸山 雄平          | —   | —            | 当社<br>取締役会長   | (被所有)<br>直接 12.4<br>間接 2.6 | 債務被保証         | 銀行借入に対する<br>債務被保証 | 247,167      | —  | —            |

(注)当社は、銀行借入に対して、当社取締役会長 丸山雄平より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、この債務保証に関する保証料の支払はありません。

(3) その他の関係会社等

| 種類     | 会社等の名称<br>又は氏名     | 資本金<br>又は出資金(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合% | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容(注)   | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|--------|--------------------|-------------------|---------------|---------------------|---------------|-----------|--------------|------|--------------|
| その他親会社 | Apaman Network株式会社 | 100               | 賃貸幹旋事業その他     | (被所有)<br>直接23.7     | 株式譲渡          | 関係会社株式の売却 | 0            | 未収入金 | 0            |

(注) 当社が保有していたTEMPO NETWORK株式会社の株式全株をApaman Network株式会社に譲渡いたしました。関係会社株式の譲渡価格は対象会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しております。なお、損益計算書においては、関係会社株式売却損 49,999千円を特別損失に計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 20円57銭  
(2) 1株当たり当期純損失 160円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表「その他の注記(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 博  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 西 祐 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 博  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 西 祐 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期からの売上高の著しい減少、並びに当事業年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 和 泉 利 治 ㊟

社 外 監 査 役 山 下 和 広 ㊟

社 外 監 査 役 志 村 誠 一 郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 目的の追加  
今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 発行可能株式総数の変更  
本年3月に実施した第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行に加え、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を現行の480万株から1,200万株に変更するものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更  
当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。  
これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他全般に関する変更  
その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1.～22. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1.～22. (現行どおり)</p> <p><u>23. エネルギー発電に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びサポートに関する業務</u></p> <p><u>24. バイオガス及び再生可能エネルギーの発電、製造、販売に関する業務</u></p> <p><u>25. 一般及び産業廃棄物の処理に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びコンサルティングに関する業務</u></p> <p><u>26. 有機物の高度利用に関する農業その他の分野のコンサルティングに関する業務</u></p> <p><u>27. 化粧品、健康食品の販売および輸出入</u></p> <p><u>28. 家庭用品、日用品雑貨、インテリア用品、福祉用具、装飾品雑貨、宝石、貴金属、時計、衣料品、履物の販売</u></p> <p><u>29. 割賦販売業、割賦販売斡旋業</u></p> <p><u>30. ビールその他の酒類の販売</u></p> |

| 現行定款                       | 変 更 案                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                       | 31. <u>農作物、畜産物、水産物およびそれらの加工食品の生産、加工および販売</u>                            |
| (新設)                       | 32. <u>飲食店および宿泊施設の経営およびコンサルティング業務</u>                                   |
| (新設)                       | 33. <u>飲食店向け販売業</u>                                                     |
| (新設)                       | 34. <u>野菜、肉類、魚介類等の生鮮食料品、食品、加工食品、調味料等の小売並びにこれに関する物品の製造、加工、卸売および輸出入業務</u> |
| (新設)                       | 35. <u>食品の研究、開発、製造、売買、輸出入及びコンサルタント業務</u>                                |
| (新設)                       | 36. <u>レストラン、食堂、喫茶店、カフェ等の飲食店の経営及びコンサルタント業務</u>                          |
| (新設)                       | 37. <u>チェーンシステムによる飲食店の事業企画、加盟店の募集及び指導</u>                               |
| 23. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u> | 38. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>                                              |
| 第3条（条文省略）                  | 第3条（現行どおり）                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>480</u>万株とする。</p> <p>第7条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、</u>公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,200</u>万株とする。</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)<br/>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の員数)<br/>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)<br/> <u>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p><br><p>(監査役の選任)<br/> <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)<br/> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。</u><br/> <u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p><br><p>(常勤の監査役)<br/> <u>第35条 当会社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p><br><p>(削除)</p><br><p>(削除)</p><br><p>(常勤の監査等委員)<br/> <u>第33条 当会社は、監査等委員会の決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)<br/> 第36条 <u>監査役会の招集通知</u>は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発するものとし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意</u>があるときは、<u>招集の通知</u>をしないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)<br/> 第37条 <u>監査役会の決議</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)<br/> 第38条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)<br/> 第39条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)<br/> 第40条 <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)<br/> 第34条 <u>監査等委員会の招集通知</u>は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものとし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意</u>があるときは、<u>招集の手続き</u>を経ることなく<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)<br/> 第35条 <u>監査等委員会の決議</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)<br/> 第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)<br/> 第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第41条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条 第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>第43条～第44条（条文省略）</p>                                                                                                                         | <p>第38条～第39条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                     |
| <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                 | <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>                                                                                                            |
| <p>第46条～第50条（条文省略）</p>                                                                                                                         | <p>第41条～第45条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                    | <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>2. <u>当社は、第17期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>再任   | あんした しんいちろう<br>庵下 伸一郎<br>(1968年5月1日生) | 1986年4月 有限会社オザキ・エンタープライズ<br>(現：株式会社オザキ・エンタープライズ) 入社<br>1988年4月 株式会社日本リース 入社<br>1990年6月 株式会社セガ・エンタープライゼス<br>(現：株式会社セガ) 入社<br>2009年12月 株式会社ネクストステージ 取締役<br>2022年9月 当社 入社<br>2022年10月 当社 執行役員 事業開発本部長<br>2023年9月 当社 代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                 | 245株           |
| 2<br>再任   | まるやま ゆうへい<br>丸山 雄平<br>(1956年8月15日生)   | 1981年4月 三谷商事株式会社 入社<br>1996年10月 株式会社夢建人 設立 代表取締役<br>2004年4月 旧アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式<br>会社(2008年1月にイーケンセツ・ドット<br>コム株式会社に商号変更)取締役<br>2007年9月 同社 代表取締役<br>2007年11月 当社 代表取締役社長<br>2021年12月 TEMPO NETWORK株式会社 代表取締役<br>2023年2月 アリンインターナショナル株式会社 取締役（現任）<br>2023年4月 CONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役（現任）<br>2023年9月 当社 取締役会長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アリンインターナショナル株式会社 取締役<br>CONSTRUCTION NETWORK株式会社 代表取締役 | 373,600株       |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>再任   | チン ユウ ヤオ<br>(1969年11月25日生)         | 2002年4月 CYBERGUARD CORPORATION(米国法人)Vice<br>President (日本・アジア担当カントリー<br>マネージャー)<br>2005年4月 サーフコントロールジャパン株式会社日<br>本における代表者<br>2006年9月 Huawei-3Com Japan株式会社<br>(現H3Cテクノロジー・ジャパン株式会<br>社) 代表取締役<br>2016年12月 株式会社セントリス・アジアマーケティング<br>(現 株式会社Deus International) 代表取締役<br>2018年7月 株式会社 Deus International 取締役<br>2023年2月 同社 代表取締役(現任)<br>2023年9月 当社 社外取締役(現任)<br>2024年3月 株式会社アクリート 社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社 Deus International 代表取締役<br>株式会社アクリート 社外取締役 | 一株             |
| 4<br>再任   | てらさき やすし<br>寺崎 靖<br>(1965年11月20日生) | 1990年4月 大和証券株式会社入社<br>2011年8月 株式会社アイム・ユニバース入社<br>2015年1月 有限会社 Coo&RIKU 入社<br>2018年10月 株式会社クロスゲームズ入社<br>2019年12月 マルタスインベストメント株式会社 入社<br>2020年2月 インフィニティ株式会社 入社<br>2020年9月 NSENSE 株式会社 入社<br>2021年6月 同社 取締役 CFO<br>2022年5月 株式会社カルネヴァーレ 入社<br>2023年2月 株式会社フィット 入社 コーポレート本<br>部 本部長<br>2023年3月 株式会社Fanta 取締役<br>2023年9月 当社 社外取締役(現任)                                                                                                                           | 一株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5<br>新任   | いしぎ けんじ<br>石崎 謙二<br>(1959年5月8日生) | 1980年4月 高橋電設株式会社 入社<br>1997年4月 同社 代表取締役<br>2014年1月 株式会社エクソル 入社<br>2018年10月 株式会社ギガエンジニアリング 入社<br>2023年9月 同社 取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ギガエンジニアリング 取締役 | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石崎謙二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
石崎謙二氏は、企業経営等を通じた会社経営に対する豊富な経験と幅広い知識を有しており、管理体制の強化や経営の監視機能の観点から、経営全般への適切な助言・指導および経営の健全化への貢献が期待できると判断いたしました。
4. 社外取締役との責任限定契約の概要について  
当社は、石崎謙二氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は、事業報告「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」をご参照ください。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|---------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>新任 | いしづか りょうへい<br>石塚 亮平<br>(1980年7月19日生) | 2004年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2017年5月 石塚亮平公認会計士事務所（現：麻布総合会計事務所）設立 代表（現任）<br>2018年10月 株式会社トラステッドパートナーズ（現：麻布総合コンサルティング株式会社）設立 代表取締役（現任）<br>2019年6月 当社 社外取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>麻布総合会計事務所 代表<br>麻布総合コンサルティング株式会社 代表取締役                                        | 一株         |
| 2<br>新任 | よしはら しんいち<br>吉原 慎一<br>(1980年3月19日生)  | 2005年12月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2013年12月 第二東京弁護士会 登録<br>フェアネス法律事務所 入所<br>2018年8月 東京六本木法律特許事務所 入所<br>2021年1月 同事務所 パートナー<br>2021年2月 株式会社トゥエンティフォーセブン 社外監査役（現在）<br>2022年12月 東京南青山法律会計事務所 設立（現在）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トゥエンティフォーセブン 社外監査役<br>東京南青山法律会計事務所 代表弁護士 | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>新任   | やました かずひろ<br>山下 和広<br>(1965年4月25日生) | 1992年10月 協立監査法人 入社<br>1997年7月 山下会計事務所 開設<br>2005年12月 税理士法人フィールズ設立 代表社員 (現任)<br>2008年7月 監査法人フィールズ設立 代表社員 (現任)<br>2010年9月 当社 社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>税理士法人フィールズ 代表社員<br>監査法人フィールズ 代表社員 | 1,100株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 石塚亮平氏、山下和広氏及び吉原慎一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割  
石塚亮平氏は、過去に当社の社外取締役(2023年9月26日退任)であり、就任していた年数は4年となります。同氏は、公認会計士・税理士としての専門的見識と豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 吉原慎一氏は、弁護士・公認会計士・税理士としての専門的見識と豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 山下和広氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって13年10ヶ月になります。同氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識をもとに監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、経営の適切な監督・監査及び経営の健全化への貢献が期待できると判断いたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 当社は、石塚亮平氏、吉原慎一氏及び山下和広氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要」をご参照ください。
6. 石塚亮平氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、第3号議案において監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしておりますが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしていたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| げんば としお<br>玄葉 俊雄<br>(1971年9月21日生) | 1996年9月 有木会計事務所 入所<br>1998年4月 株式会社スプリングエステート 入社<br>2001年9月 株式会社アイ・シー・エフ 入社<br>2007年9月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 入社<br>2010年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役<br>2014年3月 GGF B.V. 入社 Director<br>2014年8月 GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte. Ltd. 入社 Director<br>2017年1月 GungHo Gamania Co Ltd. COO<br>2019年12月 株式会社幸楽苑ホールディングス 入社<br>2021年8月 株式会社ビーシーシー 代表取締役（現任）<br>2024年2月 株式会社TNP 代表取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ビーシーシー 代表取締役（現任）<br>株式会社TNP 代表取締役（現任） | 一 株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。  
 2. 玄葉俊雄氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割  
 玄葉俊雄氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、経営の適切な監督・監査および経営の健全化への貢献が期待できると判断いたしました。

4. 当社は、玄葉俊雄氏が監査等委員である取締役役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は、事業報告「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」をご参照ください。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億円以内（うち、社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、経済情勢等諸般の事情も考慮して設定したもので、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案して設定したもので、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

## 株主メモ

---

|                            |                                                                                                                                                      |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                       | 4月1日～3月31日                                                                                                                                           |
| 定時株主総会                     | 毎年6月                                                                                                                                                 |
| 基準日                        | 定時株主総会：3月31日<br>期末配当：3月31日 中間配当：9月30日                                                                                                                |
| 上場                         | 東京証券取引所 グロース市場<br>(証券コード 6085)                                                                                                                       |
| 単元株式数                      | 100株                                                                                                                                                 |
| 公告方法                       | 電子公告により行います。<br>( <a href="https://corporate.asj-net.com/">https://corporate.asj-net.com/</a> )<br>ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の<br>口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                        |
| 同 連 絡 先                    | 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部<br>〒541-8502<br>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号<br>フリーダイヤル 0120-094-777 (通話料無料)                                                               |

### 【ご注意】

1. 株主さまの住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店においてもお取り扱いいたします。



# 株主総会会場ご案内図

場 所：東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

日本生命丸の内ガーデンタワー3階 AP東京丸の内



〔交通機関〕 JR線「東京駅」丸の内北口より徒歩6分  
都営三田線「大手町駅」D6出口直結

〔お 願 い〕 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。